

## 平成30年第3回水巻町議会 定例会 会議録

平成30年第3回水巻町議会定例会第4回継続会は、平成30年9月21日10時00分、水巻町議会議事堂に招集された。

### 1. 出席議員は次のとおり

1番	白石雄二	9番	井手幸子
2番	出利葉義孝	10番	住吉浩徳
3番	廣瀬 猛	11番	入江 弘
4番	水ノ江 晴 敏	12番	津 田 敏 文
5番	松 野 俊 子	13番	古 賀 信 行
6番	久保田 賢 治	14番	近 藤 進 也
7番	小 田 和 久	15番	柴 田 正 詔
8番	岡 田 選 子	16番	舩 津 幸 宰

### 2. 欠席議員は次のとおり

### 3. 議場に出席した議会事務局の職員は次のとおり

局長 ・ 入 江 浩 二

係 長 ・ 藤 井 麻 衣 子

主 任 ・ 原 口 浩 一

### 4. 地方自治法第 121 条の規定により、議場に出席したものは次のとおり

町 長	美 浦 喜 明	福 祉 課 長	吉 田 奈 美
副 町 長	吉 岡 正	健 康 課 長	内 山 節 子
教 育 長	小 宮 順 一	建 設 課 長	荒 卷 和 徳
総 務 課 長	蔵 元 竜 治	産 業 環 境 課 長	増 田 浩 司
企 画 財 政 課 長	篠 村 潔	上 下 水 道 課 長	河 村 直 樹
管 財 課 長	原 田 和 明	会 計 管 理 者	山 田 浩 幸
税 務 課 長	大 黒 秀 一	生 涯 学 習 課 長	村 上 亮 一
住 民 課 長	手 嶋 圭 吾	学 校 教 育 課 長	吉 田 功
地 域 ・ こ ど も 課 長	山 田 美 穂	図 書 館 ・ 歴 史 資 料 館 館 長	古 川 弘 之

### 5. 会議付託事件は次のとおり

別紙のとおり

平成 30 年 9 月 定例会  
(第 3 回)

第 4 回継続会

本会議 会議録

平成 30 年 9 月 21 日

水 卷 町 議 会

# 平成 30 年 第 3 回水巻町議会定例会 第 4 回継続会 会議録

平成 30 年 9 月 21 日

午前 10 時 00 分開議

議 長（白石雄二）

出席 16 名、定足数に達していますので、只今から平成 30 年第 3 回水巻町議会定例会第 4 回継続会を開きます。

## 日程第 1 各委員会の審査報告について

議 長（白石雄二）

日程第 1、各委員会の審査報告についてを、議題といたします。各議案の採決に先立ちまして、付託しておりました、各委員会の委員長に審査結果の報告を求めます。総務財政委員長。

総務財政委員長（船津 宰）

9 月 18 日の総務財政委員会において、付託されました各議案について慎重に審査しました結果、次のように決しましたので、ご報告いたします。

議案第 37 号 水巻町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定については、賛成全員で可決いたしました。

議案第 38 号 水巻町道路、河川その他の行政財産の使用料及び占用料徴収条例の一部改正については、賛成全員で可決いたしました。

議案第 41 号 平成 30 年度水巻町一般会計補正予算（第 2 号）については、賛成全員で可決いたしました。

議案第 42 号 平成 30 年度水巻町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）については、賛成全員で可決しました。以上、報告を終わります。

議 長（白石雄二）

文厚産建委員長。

文厚産建委員長（廣瀬 猛）

9 月 14 日の文厚産建委員会において、付託されました各議案について慎重に審査しました結果、次のように決しましたので、ご報告いたします。

議案第 39 号 水巻町児童少年相談センター設置及び運営条例の一部改正については、賛成全員で可決いたしました。

議案第 40 号 福岡県介護保険広域連合の処理する事務の変更及び福岡県介護保険広域連合規約の変更については、賛成全員で可決いたしました。

議案第 41 号 平成 30 年度水巻町一般会計補正予算（第 2 号）については、賛成全員で可決いたしました。以上、報告を終わります。

議 長（白石雄二）

決算特別委員長。

決算特別委員長（廣瀬 猛）

9月7日、10日の決算特別委員会において、慎重に審査しました結果、次のように決しましたので、ご報告いたします。

認定第1号 平成29年度水巻町一般会計歳入歳出決算の認定については、賛成多数で認定しました。

認定第2号 平成29年度水巻町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、賛成全員で認定しました。

認定第3号 平成29年度水巻町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、賛成多数で認定しました。

認定第4号 平成29年度水巻町公共下水道事業会計決算の認定については、賛成全員で認定しました。以上、報告を終わります。

議 長（白石雄二）

以上で、各委員会の審査報告を終わります。

## **日程第2 認定第1号**

議 長（白石雄二）

日程第2、認定第1号 平成29年度水巻町一般会計歳入歳出決算の認定についてを、議題といたします。お諮りいたします。本案は、決算特別委員会に付託しておりましたが、審査結果は先にご報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第41条第3項の規定により、委員長報告を省略することにご異議ありませんか。

— 異 議 な し —

ご異議ありませんので、質疑に移ります。委員長に対する質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今から、討論を行ないます。ご意見はありませんか。井手議員。

9番（井手幸子）

9番、井手幸子です。日本共産党を代表して、認定第1号 平成29年度水巻町一般会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から討論を行ないます。

町の平成29年度一般会計決算では、小中学校の特別教室へのエアコン設置、トイレ改修、伊

左座児童クラブ新築工事など、わが党が長年求めてきた事業の実現も含まれていますが、国の経済政策による影響があることも否めません。

2017年度の国家予算では、国民のくらしの予算は削減、抑制され、貧困と格差をさらに広げています。とくに社会保障費は高齢者への給付減と負担増を押し付ける一方、軍事費は5兆円を超え、5年連続の増額となっています。また、国内需要の6割を占める個人消費は2年連続マイナスで、実質賃金も4年連続マイナスと国民生活を脅かしています。安倍政権による経済政策の破たんによるものであることを、はじめに指摘しておきます。

水巻町の歳入においては、個人町民税の減額と合わせ、法人税の税率が引き下げられたことにより減収となりました。国の経済政策の大転換を求めるとともに、町の創意工夫による政策によって町民の暮らしを守ることが地方自治体の責務だと考えます。

次の4点について、意見を述べます。

1点目は、えぶり山荘の解体費、約1千万円についてです。

この問題についてわが党は、住民の要求を受け、何回も一般質問で取り上げ、町内での代替施設を求めてきました。また、えぶり山荘は400万円の予算を使い、地下重油タンクの改修工事を行なったばかりで、町の計画性の乏しさを指摘しました。しかし、町は施設を継続させるには耐震化が必要で、その経費が嵩むことを理由にえぶり山荘の廃止を決め、解体しました。

執行部は、マリンテラスあしやへの代替え措置を提案しましたが、自己負担が発生し、年度末3か月間の利用ができないという突然の利用中止に利用者を驚かせました。町内での代替施設を決めないまま、しかも耐用年数を18年も残したまま解体したことには疑念が残ります。美浦町長が公言されている、頃末南の町有地への施設誘致を早期に実現することを求めます。

2点目は吉田団地建て替計画に伴う、PFI導入可能性調査費500万円についてであります。

吉田団地建て替え検討委員会は、平成27年に町に答申を提出し、一旦は具体的な計画が示されましたが、その後政策会議等で再検討され、PFI導入可能性調査が実施されました。しかし、その後も「議会の意見をお聞きしたい」との理由で、議会で学習会が進められている状況です。2転3転する町の方針に、居住者たちが一番困惑されておられます。

「壊れた家電の購入時期など、先の予定が立たない」、「住宅の老朽化が進み危険個所がたくさんあり不安だ」との声があがっています。居住者の方々が、日々団地内の清掃等を続けられ、どうか衛生面や防犯を保っている状況です。美浦町長は居住者に対し、当初計画の変更について、直接謝罪し、今後の説明を行なうべきではありませんか。

PFI導入可能性調査に、500万円もの町民の財産を使ったことは、町の建て替え事業に対する計画性のなさを町民に示すものとなりました。

3点目は周遊拠点事業についてです。国の「まち・ひと・しごと創生事業」に伴い、約1億1千万円をかけて、周遊拠点施設建設、でかんにくブランド化のための保管施設建設費等に約5千万円が使われました。

国の補助金を利用していますが、町債の発行、一般財源からの繰入金等、町の負担も少なくありません。町のPRも必要ですが、これだけの予算を使ってどれだけの効果が期待され、どれだけの町民が望んでいるのか、疑問が残ります。

入浴施設の確保、耐用年数の過ぎた町営住宅の建て替えなど、町には急ぐべき課題が山積し

ています。今後は、PRの経済的効果を期待し、ひいては町に移住する住民が増え税収が増えることを期待します。

4点目に、町債発行額について意見を述べます。

平成29年度町債発行額は、庁舎改修工事、小中学校のエアコン設置やトイレ改修に加え、周遊拠点事業、特産品センター建設など前年度に比べ5億1千万円以上増え、過去最高の12億3千万円となっています。そのうち臨時財政対策債は3億6千万円ですが、その他の町債や一般会計からの繰り入れは8億7千700万円です。過去に借り入れた建設事業債の償還が完了したとはいえ、新たな借金も増え、町の将来負担は確実に増えています。

最後に美浦町長におきましては、これからも、常に様々な方々の町民の声を聞き、真摯に受け止め、予算編成、執行にあたっていただくことを要望して討論を終わります。

以上、4点を指摘し、認定第1号については反対といたします。

## 議長（白石雄二）

ほかに。古賀議員。

## 13番（古賀信行）

私も、反対の立場から討論をいたします。

まず、第1点目は、工事の入札です。入札が指名競争入札であることです。他町では、5千万円以上は一般競争入札とかにしている近隣町村もあります。水巻町は依然として、町がそういう業者を指名するという状態が続いています。これが第1点目です。

それから、第2点目は、いっぱい述べればきりがありませんけれども、2、3ほど、例を挙げます。例えば、去年の予算で、鯉口の集会所を修理しました。私は、ここに引っ越してから45年になるんですけれども、私が引っ越してから、この鯉口団地ができたんです。そして、その間、2回も修理したんです。個人の家が2回も、そういう短い間に修理するかということです。これ、1点です。

それから第3点目は猪熊小学校、吉田小学校の防火扉。私は、鉄鋼関係で働いて、鉄に詳しいです。事前調査に行きました。ああいう状態だったら、あの厚みがあったら、まだ50年もてます。それなのに、約3千800万円もかけて取り替えたんです。それは、安全装置をつければなんということもないんです。ほとんど、大企業のシャッターは、あれの数倍大きさがあります。高さもあります。重量もあります。けれども、長時間見たら、安全装置をレールのところにつけています。それをつければ、全部を取り換える必要はなかったんです。

それから、猪熊小学校の防音ガラスです。私、見に行きました。まだもてるんです。それで、8千300万円ですか。やっぱり数億円の金が、私は、無駄に使われていると思います。私たち議員は、町民から委託されて、町民が払った税金が有効に使われているか、監視することが議員の役目なんです。そういう点に立って、私はいつも町政を見ているわけです。

さっき、井手議員が述べられましたように、去年は非常に町債発行が本当に多かったんです。そして、町債の累計が減るところか、今回は増えています。そういう点で、私はいつも何回も言いますように、やっぱり国も県も町も借金がある。いかに減らすかが、私たち政治家の課題

と思うんです。そういう点からしましても、そういう無駄な金が使われることに対して、それから、入札に対して、納得がいきませんから、反対討論といたします。以上です。

#### 議 長（白石雄二）

討論を終わります。採決を行ないます。認定第1号 平成29年度水巻町一般会計歳入歳出決算の認定について、原案を認定することに賛成の方は、挙手お願いいたします。

（賛成者挙手）

はい、結構です。賛成多数と認めます。よって、認定第1号は、原案のとおり認定することに決しました。

#### **日程第3 認定第2号**

#### 議 長（白石雄二）

日程第3、認定第2号 平成29年度水巻町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを、議題といたします。お諮りいたします。本案は、決算特別委員会に付託しておりましたが、審査結果は先にご報告したので、水巻町議会会議規則第41条第3項の規定により、委員長報告を省略することにご異議ありませんか。

— 異議なし —

ご異議ありませんので、質疑に移ります。委員長に対する質疑はありませんか。

— 質疑なし —

質疑を終わります。只今から、討論を行ないます。ご意見はありませんか。

— 意見なし —

討論を終わります。只今から、採決を行ないます。認定第2号 平成29年度水巻町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案を認定することに賛成の方は、挙手お願いいたします。

（賛成者挙手）

はい、結構です。賛成全員と認めます。よって、認定第2号は、原案のとおり認定することに決しました。

## **日程第4 認定第3号**

### **議長（白石雄二）**

日程第4、認定第3号 平成29年度水巻町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを、議題といたします。お諮りいたします。本案は、決算特別委員会に付託しておりますが、審査結果は先にご報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第41条第3項の規定により、委員長報告を省略することにご異議ありませんか。

— 異議なし —

ご異議ありませんので、質疑に移ります。委員長に対する質疑はありませんか。

— 質疑なし —

質疑を終わります。只今から、討論を行ないます。ご意見はありませんか。岡田議員。

### **8番（岡田選子）**

8番、岡田選子です。日本共産党を代表いたしまして、認定第3号 平成29年度水巻町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、反対の立場から討論を行ないます。

後期高齢者医療保険料は、発足時の激変緩和措置として実施されてきた軽減措置が、平成29年度より所得割額の5割軽減が2割軽減となり、均等割額では元被扶養者に対しての9割軽減が7割軽減とされました。全体として今回の特例軽減措置の見直しによって、本町では535人が影響を受け、総額595万円の保険料負担の増額となりました。

政府は、今後も平成30年度で低所得者の所得割は、本則どおり軽減は無くし、元被扶養者の均等割も平成30年度は5割軽減、平成31年度は本則どおり軽減を無くすとしています。

後期高齢者医療制度は、制度の導入を担当した当時の厚労省課長補佐が、「医療費が際限なく上がっていく痛みを高齢者に直接感じてもらう」と放言したように、高齢者を囲い込んで負担増と差別医療を押し付ける制度です。「まるで姥捨て山だ」と怒りの世論が広がる中、導入時に2008年4月に設けざるをえなかったのが、この保険料の「特例軽減」です。最大7割の軽減をさらに9割まで軽減することにしました。

安倍政権は、この特例軽減を「現役世代との負担の公平化」という名のもとに廃止をしました。特例軽減が廃止されれば、保険料が2倍、3倍、中には10倍以上になる人まで出てきます。

今、低年金に加え、消費税増税やアベノミクスもとの物価上昇。これらが生活を圧迫しています。保険料を払えない高齢者も全国的に高止まりしているという状況です。

長野、愛知、宮城などの後期高齢者医療広域連合議会では、この特例軽減の継続を求める意見書が可決されました。「安心して医療を受けるため、恒久的な制度とする」よう政府に求めています。

わが党は、特例軽減の廃止に反対し、後期高齢者医療制度は廃止して老人保健制度に戻し、保険料や窓口負担の軽減や差別医療を無くすことを求めています。

その立場から、平成 29 年度の特例軽減の廃止によって、町の皆さん方の負担増となっているこの本決算の認定には反対をいたします。以上です。

#### 議 長（白石雄二）

ほかにありませんか。討論を終わります。只今から、採決を行ないます。認定第 3 号 平成 29 年度水巻町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、原案を認定することに賛成の方は、挙手お願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

結構です。賛成多数と認めます。よって、認定第 3 号は、原案のとおり認定することに決しました。

#### **日程第 5 認定第 4 号**

#### 議 長（白石雄二）

日程第 5、認定第 4 号 平成 29 年度水巻町公共下水道事業会計決算の認定についてを、議題といたします。お諮りいたします。本案は、決算特別委員会に付託しておりましたが、審査結果は先にご報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第 41 条第 3 項の規定により、委員長報告を省略することにご異議ありませんか。

— 異 議 な し —

ご異議ありませんので、質疑に移ります。委員長に対する質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今から、討論を行ないます。ご意見はありませんか。

— 意 見 な し —

討論を終わります。只今から、採決を行ないます。認定第 4 号 平成 29 年度水巻町公共下水道事業会計決算の認定について、原案を認定することに賛成の方は、挙手お願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

はい、結構です。賛成全員と認めます。よって、認定第 4 号は、原案のとおり認定することに決しました。

## **日程第 6 発議第 2 号**

**議 長（白石雄二）**

日程第 6、発議第 2 号 水巻町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを、議題といたします。議会運営委員長に提案理由の説明を求めます。入江委員長。

**議会運営委員長（入江 弘）**

発議第 2 号 水巻町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、提案理由を説明いたします。議員が長期間欠席した場合において、議員報酬及び期末手当の額を減額するための所要の改正を行なうもので、内容はお手元に配付の議案のとおりであります。よろしくご審議をお願いいたします。

**議 長（白石雄二）**

議会運営委員長の提案理由の説明が終わりました。只今から質疑を行ないます。質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今から、討論を行ないます。ご意見はありませんか。古賀議員。

**13 番（古賀信行）**

この条例の発端になったことは、北九州の市議会議員が長いこと議会を休んで多額のお金をもらったことが原因になってそういう福岡県内では取り上げるようになったわけです。

それで、このことに関して、この条例案では 180 日を超え、365 日以下の時は 10 分の 1 のカットです。それからそれ以上の場合、1 年以上を超えた場合は 20 パーセントのカットです。

私はもう会派に解散してから入ってないから言われなかったんですけど、やっぱり私はいつも低所得で働く人のことが頭にあるんです。議員だけが特権じゃないんですね。本来ならば議会というのはアメリカの町議会みたいに祭日とかにするのが本当と思うんです。そしたら一般の、一番税金を納めているサラリーマンも議会に参加することができるわけです。だからそういうことが私は基本的に頭にあるから、もう議員が来月から休むと分かった場合には最低でもやっぱり 80 パーセントくらいはカットするべきだと、私はそういう考えを持っているわけです。中には生活ができないと言われる方がいらっしゃいますが、やっぱり議員というのは一年間、本会議と委員会だけで全国町村議会では 40 日もあってないんです。30 日前後なんですよ。監査委員はまた別に一年間に 24 日、水巻町まで出ますけど。そういうですね、一般労働者に比べれば働く議員も議会に出てきて働くと思いますよ。だからそういう働く日数が少ないから、そういう点を考えてもっとカットしてもいいと思います。だけど今まで全然カットしていなかったことに比べて一步前進だから、この意見を添えて一応今回は賛成いたします。以上です。

**議 長（白石雄二）**

討論を終わります。只今から、採決を行ないます。発議第2号 水巻町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

はい、結構です。賛成全員と認めます。よって発議第2号は、原案のとおり可決いたしました。

## **日程第7 発議第3号**

**議 長（白石雄二）**

日程第7、発議第3号 水巻町議会委員会条例の一部改正についてを、議題といたします。議会運営委員長に提案理由の説明を求めます。入江委員長。

**議会運営委員長（入江 弘）**

発議第3号 水巻町議会委員会条例の一部改正について、提案理由を説明いたします。平成30年6月定例会で可決された水巻町役場事務分掌条例の全部改正に伴い、常任委員会の所管課を変更するため、関係条例の一部を改正するものです。また、水巻町議会議員の定数が次期改選後14名になることにより、常任委員会の委員定数を8人から7人に改めるものです。議案につきましてはお手元に配付のとおりです。よろしくご審議をお願いいたします。

**議 長（白石雄二）**

議会運営委員長の提案理由の説明が終わりました。只今から質疑を行ないます。質疑はありませんか。

－ 質 疑 な し －

質疑を終わります。只今から、討論を行ないます。ご意見はありませんか。古賀議員。

**13番（古賀信行）**

今回のこの条例改正は、役場の機構改革によってこの委員会の所属もまた変わってきたと思います。定数削減も絡んでいるからです。

わが町はこの常任委員会が二つありますけど、町によっては、特に北海道なんかは委員会を一つにする自治体も出てきています。それは、北海道が特に人口減少が激しいから、いかにその人口減少を食い止めるかをやっぱり各議員全員が町から提案された議案を全員で検討しようじゃないかという勢いの中で広がってきているわけです。そういう点で水巻町も将来ですね、そういう方向で今度議員定数が16から14に減るんですけど、そういう点で14というのはあまり会議の議員としては普通と思うんですよ。だからそういう点ですね、やっぱりもう将来的

には一つの委員会で全てのですね、そういう審議をすべきだと思います。以上のことを述べて今回は賛成いたします。

#### 議 長（白石雄二）

討論を終わります。只今から、採決を行ないます。発議第3号 水巻町議会委員会条例の一部改正について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

結構です。賛成全員と認めます。よって発議第3号は、原案のとおり可決いたしました。

#### **日程第8 議案第37号**

#### 議 長（白石雄二）

日程第8、議案第37号 水巻町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定についてを、議題といたします。お諮りいたします。本案は、総務財政委員会に付託しておりましたが、審査結果は先にご報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第41条第3項の規定により、委員長報告を省略することにご異議ありませんか。

— 異 議 な し —

ご異議ありませんので、質疑に移ります。委員長に対する質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今から討論を行ないます。ご意見はありませんか。古賀議員。

#### 13番（古賀信行）

この条例案は、いい所もあります。けれども、また私が町に要望するのはやっぱりですね、水巻町の職員として培ってきた知識ですね、それをやっぱり退職後も水巻町に貢献してほしいという思いがあって述べているわけです。それは特に保健師、看護師ですね、それから管理栄養士、保育園の保育士さん、こんな人はですね資格がないとあれですけど、こんな人がやっぱり長年水巻に働いてきてですね、もう定年になったらいきなり辞めていただいて他の職場に行かれるのは非常に残念なことです。そういう点でですね、やっぱり水巻町で長年そういう培ってきた知識と技術をですね、やっぱりそういう町のために貢献してほしいという思いがあってこの私が言っているわけです。

もう一点はですね、専門職、専門職と言われますけども、そういう私が先ほど述べましたような職種は別ですけど、水巻町は一級建築士もおられるわけです。私、長年ずっと町の入札を取ってますけど、やっぱりですね、町の職員が建物の設計したことがないんですよ。だからこ

ういう点ですね、やっぱり町の職員を使えばそういう外部に金を出さなくてもいいし、そういう点もですね、やっぱり十分町は検討していただきたいと思います。以上をもって今回は賛成いたします。以上です。

**議 長（白石雄二）**

討論を終わります。只今から採決を行ないます。議案第 37 号 水巻町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

結構です。賛成全員と認めます。よって、議案第 37 号は、原案のとおり可決いたしました。

**日程第 9 議案第 38 号**

**議 長（白石雄二）**

日程第 9、議案第 38 号 水巻町道路、河川その他の行政財産の使用料及び占用料徴収条例の一部改正についてを、議題といたします。お諮りいたします。本案は、総務財政委員会に付託しておりましたが、審査結果は先にご報告したとおりです。水巻町議会会議規則第 41 条第 3 項の規定により、委員長報告を省略することにご異議ありませんか。

— 異 議 な し —

ご異議ありませんので、質疑に移ります。委員長に対する質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今から討論を行ないます。ご意見はありませんか。

— 意 見 な し —

討論を終わります。只今から採決を行ないます。議案第 38 号 水巻町道路、河川その他の行政財産の使用料及び占用料徴収条例の一部改正について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

結構です。賛成全員と認めます。よって、議案第 38 号は、原案のとおり可決いたしました。

## **日程第 10 議案第 39 号**

議 長（白石雄二）

日程第 10、議案第 39 号 水巻町児童少年相談センター設置及び運営条例の一部改正についてを、議題といたします。お諮りいたします。本案は、文厚産建委員会に付託しておりましたが、審査結果は先にご報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第 41 条第 3 項の規定により、委員長報告を省略することにご異議ありませんか。

— 異 議 な し —

ご異議ありませんので、質疑に移ります。委員長に対する質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今から討論を行ないます。ご意見はありませんか。

— 意 見 な し —

討論を終わります。只今から採決を行ないます。議案第 39 号 水巻町児童少年相談センター設置及び運営条例の一部改正について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

はい結構です。賛成全員と認めます。よって、議案第 39 号は、原案のとおり可決いたしました。

## **日程第 11 議案第 40 号**

議 長（白石雄二）

日程第 11、議案第 40 号 福岡県介護保険広域連合の処理する事務の変更及び福岡県介護保険広域連合規約の変更についてを、議題といたします。お諮りいたします。本案は、文厚産建委員会に付託しておりましたが、審査結果は先にご報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第 41 条第 3 項の規定により、委員長報告を省略することにご異議ありませんか。

— 異 議 な し —

ご異議ありませんので、質疑に移ります。委員長に対する質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今から討論を行ないます。ご意見はありませんか。

— 意見なし —

討論を終わります。只今から採決を行ないます。議案第 40 号 福岡県介護保険広域連合の処理する事務の変更及び福岡県介護保険広域連合規約の変更について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

( 賛成者挙手 )

はい結構です。賛成全員と認めます。よって、議案第 40 号は、原案のとおり可決いたしました。

## **日程第 12 議案第 41 号**

議 長 (白石雄二)

日程第 12、議案第 41 号 平成 30 年度水巻町一般会計補正予算 (第 2 号) についてを、議題といたします。お諮りします。本案は、関係の各常任委員会に付託しておりましたが、審査結果は先にご報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第 41 条第 3 項の規定により、関係の各常任委員長の報告を省略することにご異議ありませんか。

— 異議なし —

ご異議ありませんので、質疑に移ります。関係の各常任委員長に対する質疑はありませんか。

— 質疑なし —

質疑を終わります。只今から討論を行ないます。ご意見はありませんか。

— 意見なし —

討論を終わります。只今から採決を行ないます。議案第 41 号 平成 30 年度水巻町一般会計補正予算 (第 2 号) について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

( 賛成者挙手 )

はい、結構です。賛成全員と認めます。よって、議案第 41 号は、原案のとおり可決いたしました。

## **日程第 13 議案第 42 号**

議 長（白石雄二）

日程第 13、議案第 42 号 平成 30 年度水巻町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）についてを、議題といたします。お諮りいたします。本案は、総務財政委員会に付託しておりましたが、審査結果は先にご報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第 41 条第 3 項の規定により、委員長報告を省略することにご異議ありませんか。

— 異 議 な し —

ご異議ありませんので、質疑に移ります。委員長に対する質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今から討論を行ないます。ご意見はありませんか。

— 意 見 な し —

討論を終わります。只今から採決を行ないます。議案第 42 号 平成 30 年度水巻町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

はい結構です。賛成全員と認めます。よって、議案第 42 号は、原案のとおり可決いたしました。

## **日程第 14 意見書第 11 号**

議 長（白石雄二）

日程第 14、意見書第 11 号 児童虐待防止対策のさらなる強化を求める意見書についてを、議題といたします。松野議員に提案理由の説明を求めます。松野議員。

5 番（松野俊子）

5 番、松野です。提案理由の説明をさせていただきます。意見書第 11 号児童虐待防止対策のさらなる強化を求める意見書について、地方自治法第 99 条の規定により、内閣総理大臣、総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、国家公安委員会委員長に対し、別紙のとおり提出するものです。提出賛成者は、水ノ江議員、久保田議員であります。内容はお手元に配付しておりますとおりでございますので、よろしくご審議の上、全員のご賛同をお願い申し上げます。

**議 長（白石雄二）**

松野議員の提案理由の説明が終わりました。只今から質疑を行ないます。質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今から討論を行ないます。ご意見はありませんか。

— 意 見 な し —

討論を終わります。只今から採決を行ないます。意見書第 11 号 児童虐待防止対策のさらなる強化を求める意見書について、原案に賛成の方は挙手お願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

結構です。賛成全員と認めます。よって、意見書第 11 号は、原案のとおり可決いたしました。

## **日程第 15 意見書第 12 号**

**議 長（白石雄二）**

日程第 15、意見書第 12 号 消費税率 10%の引き上げの中止を求める意見書についてを、議題といたします。小田議員に提案理由の説明を求めます。小田議員。

**7 番（小田和久）**

7 番、小田です。消費税率 10%への引き上げの中止を求める意見書についての提案説明をいたします。案文については事前にお手元に配付いたしておりますのでそれを参考にいただき、慎重審議の上、全員のご賛同をお願い申し上げまして、提案説明とさせていただきます。賛同者は岡田議員、井出議員です。地方自治法第 99 条の規定により提出いたします。提出先は内閣総理大臣、財務大臣、経済産業大臣、社会保障・税一体改革担当大臣となっています。どうぞよろしく申し上げます。以上です。

**議 長（白石雄二）**

小田議員の提案理由の説明が終わりました。只今から質疑を行ないます。質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今から討論を行ないます。ご意見はありませんか。古賀議員。

### 13 番（古賀信行）

私は反対の立場から答弁いたします。

消費税は 1989 年に導入され、導入されたときはそれを福祉に回すと導入されたんですけど、現代では半分も回せていません。福祉に回されていたら、老人医療のものはまだ続けることができたと思うんです。政府はよく嘘つくんですけど。

それからですね、消費税が 1% だったら約 3 兆円になると言われます。だから、10% で 30 兆円ですね、それから 20% で 60 兆円。去年このことを私が 12 月で国の借金が 1050 兆と言ったら、議会事務局から注意されて 12 月時点では 1080 兆円あると言われました。その 1080 兆をですね、消費税率を 20% にして 1080 兆の借金を割った場合、約 18 年かかるんです。それは国家予算の 10 年以上分あるんですね。国の借金が。だから私はそういう点で、次世代の子どもたちに借金を残さないためにもですね、今の私たちが少しは我慢して、そういう国の借金を減らしていく必要があると思うんです。

以上をもってこの消費税率 10% 引き上げの中止を求める意見書には反対です。以上です。

### 議 長（白石雄二）

はい。井出議員。

### 9 番（井手幸子）

私は賛成の立場から討論を行います。

案文にありますように、今、国民の生活はとても疲弊をしていると。この消費税 10% の引き上げについては過去 2 回政府の方が提案してまいりましたが、あまりにも国民の世論、反対という世論が大きすぎて 2 回も延期をしたという経緯もあります。

そして、この消費税というのはもともと、低所得者の方に対して大変負担が大きいものとなります。共産党としては税金の使い方、全体の使い方と集め方を改善して、考え方を改めて、有効に国民のために使うべきだと考えます。よって賛成とします。

### 議 長（白石雄二）

ほかにありませんか。討論を終わります。只今から採決を行いません。意見書第 12 号 消費税率 10% への引き上げの中止を求める意見書について、原案に賛成の方は挙手お願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

賛成少数と認めます。よって、意見書第 12 号は、否決いたしました。

### **日程第 16 意見書第 13 号**

### 議 長（白石雄二）

日程第 16、意見書第 13 号 国の負担で学校給食の無償化を求める意見書についてを、議題と

いたします。岡田議員に提案理由の説明を求めます。岡田議員。

## 8 番（岡田選子）

8 番、岡田です。意見書第 13 号 国の負担で学校給食の無償化を求める意見書についての、提案説明をさせていただきます。

案文でございますように、今、学校給食の無償化が全国的に進んでまいりました。そしてその無償化をする理由といたしまして、各自治体が言っているのが、子育て支援、また定住しやすい環境づくり、また給食を教育の一環として捉えるということで食育の推進ということは無償化の理由として挙げている自治体が今、多くなってきております。

そして無償化のほかに半額補助とか、当町のように一部補助とか、こういうことがされておりますことは、やはり世論の要求が強くなっているということもあるのではないかとこのふうにかえします。

そこですら、2014 年度の、案文にありますように OECD の調査では、日本は教育に使う予算が最下位なんですか。先日も 2015 年度の結果が発表されましたが、2015 年度も最下位という、2 年連続日本の教育機関への公的支出が OECD の中で最下位という本当に今、異常な状態になってきております。

そのために日本の保護者達はやはり学生などの多額の自己負担というのを強いられているのが状況だと思っております。ですからここを多く増やしていただきますように国も教育予算にもっと多くの予算を振り向けていただきますように、そして多くの自治体でも進んでおります学校無償化もその予算のうちに含んでいただいて、国の予算として、無償化を進めていただくように国に対して意見書を提出させていただきたいと思っております。

地方自治法の規定によりまして、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、衆議院議長、参議院議長に意見書を提出させていただきたいと思っております。賛同者は小田和久議員、井手幸子議員です。皆様のご賛同をどうぞよろしく願います。

## 議 長（白石雄二）

岡田議員の提案理由の説明が終わりました。只今から質疑を行いません。質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今から討論を行いません。ご意見はありませんか。

— 意 見 な し —

討論を終わります。只今から採決を行いません。意見書第 13 号 国の負担で学校給食の無償化を求める意見書について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

はい結構です。賛成少数と認めます。よって、意見書第13号は、否決いたしました。

## **日程第17 意見書第14号**

**議長(白石雄二)**

日程第17、意見書第14号 憲法第9条改定に反対し憲法を活かす政治を求める意見書についてを、議題といたします。井手議員に提案理由の説明を求めます。井手議員。

**9番(井手幸子)**

9番、井手幸子です。私は意見書第14号 憲法第9条改定に反対し憲法を活かす政治を求める意見書案について、議案説明を行ないます。

賛同者は岡田議員、小田議員、提出先は内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長であります。

昨日も自民党総裁選が行われ、安倍氏が再選をされました。その会見の中で特にやはり強調されたのがこの憲法改憲についてであります。

私は先日ある大会で弁護士の椋大樹という広島の実業家の公演を聞く機会がありました。その題は「檻の中のライオン」という、これは中学校の教科でも資料として使われているんですけど、憲法の内容を分かりやすく解説した内容でありました。檻というのは憲法であって、ライオンというのは権力者側であります。立憲主義というのはこの檻の中で権力者がその政治を司るという意味でありまして、今、これが壊れているのではないかというお話でありました。

秋の臨時国会を前にして、改憲勢力が環境づくりのために改憲手続法、これは国民投票法であります。これを国会議員の3分の2の賛成を、過半数にするという案も用意をされています。この過半数で国会議員で発議をされまして、そして国民投票というふうになるわけですけど、この国民投票についても最低の投票率とか絶対得票率の規定も何もありません。

そしてまた、一般の選挙とは違って、テレビ等のマスコミを使った有料広告も制限がありません。資金力のある権力側にはかなり有利な法案だということでもあります。

そしてこの内容についてでありますけど、安倍政権の方が憲法9条は1項、2項戦争の放棄、武力を使用しない、保持をしないという1項、2項は変わりませんと、そして3項目に自衛隊の存在を明記するという内容でありますけれど、憲法では新しい項目が優先されるということで、この自衛隊の明記が先の1項、2項戦争放棄よりも優先されるという内容になっております。

日本が日本国憲法に沿って政治が行なわれたなら、あらゆる差別もなく、平等で貧困もなく、自由で人間らしく生活することができます。日本は世界で一番幸福度の高い国となることを確信しております。

よって、皆様にはこの意見書案を十分に審議検討していただき、賛同をよろしく願いたいと思います。よろしく申し上げます。

**議長(白石雄二)**

井手議員の提案理由の説明が終わりました。只今から質疑を行ないます。質疑はありません

か。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今から討論を行ないます。ご意見はありませんか。古賀議員。

**13 番（古賀信行）**

私は賛成の立場から討論いたします。

日本は 1945 年、戦争が終わって、現在まで 73 年間外国と戦うことなく過ごしてきました。これは非常にうれしいことです。それは憲法第 9 条があったからだと思うんです。9 条があっても、南スーダンとか日本が自衛隊を派遣して、派遣した後、政府は日誌までないとかあるとか言っただけで嘘ばかりついてですね、そういう嘘つくような政府だから、この憲法 9 条がなかったら何をやらすか分からないわけです。

自民党の中でも幹事長をなされた著名な方がですね、やっぱり憲法 9 条だけは守らなければならないと言う幹事長が何名かおられました。

そういう点で、やっぱり人間は正義と良心の問題と思うんです。憲法があっても今、政府はしたい放題しています。これを改正したら尚ですね、私は悪いことだと思うんです。そういう点を踏まえてですね、この憲法第 9 条だけは絶対私は死守すべきだと思います。

以上をもってこの憲法 9 条改定反対のこの意見書に賛成いたします。以上です。

**議 長（白石雄二）**

ほかにありませんか。討論を終わります。只今から採決を行ないます。意見書第 14 号 憲法第 9 条改定に反対し憲法を活かす政治を求める意見書について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

結構です。賛成少数と認めます。よって、意見書第 14 号は、否決いたしました。

**日程第 18 委員会報告について**

**議 長（白石雄二）**

日程第 18、委員会報告について。去る 6 月定例会以降の各委員会において、審査、調査、研究された事項につき、各委員長より報告を求めます。総務財政委員長、船津委員長。

**総務財政委員長（船津 宰）**

ご報告することはございません。

議 長（白石雄二）

文厚産建委員長、廣瀬委員長。

文厚産建委員長（廣瀬 猛）

ご報告することはありません。

議 長（白石雄二）

議会運営委員長、入江委員長。

議会運営委員長（入江 弘）

ご報告することはありません。

議 長（白石雄二）

各委員長の報告が終わりました。委員長報告について、質疑はありませんか。

— 質 議 な し —

質疑を終わります。

#### **日程第 19 議員の派遣について**

議 長（白石雄二）

日程第 19、議員の派遣についてを議題といたします。水巻町議会会議規則第 126 条の規定により、お手元に配付の資料のとおり、議員の派遣について報告いたします。

#### **日程第 20 閉会中の継続審査について**

議 長（白石雄二）

日程第 20、閉会中の継続審査についてを議題といたします。本案は各委員長から申し出のあった事項でありますので、原案のとおり可決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

— 異 議 な し —

ご異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。以上で、今期定例会の日程が全部終わりましたので、平成 30 年第 3 回水巻町議会定例会を閉会いたします。

午前 11 時 06 分 閉会